

みなし小売電気事業者
特定小売供給約款料金審査要領

平成28年4月1日制定

令和4年4月1日改正

令和4年8月15日改正

令和4年11月1日改正

令和5年4月1日改正

< 目 次 >

第1章 総則

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

第2節 営業費

第3節 事業報酬

第4節 控除収益項目

第5節 送配電関連費

第6節 比較査定

第7節 発電及び放電と送配電の設備区分、小売と送配電の業務区分の審査

第3章 効率化努力目標額の算定等

第1節 比較指標

第2節 点数評価の方法及び分類方法

第3節 効率化努力目標額の算定

第4節 効率化努力目標額の取扱い

第4章 「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査

第5章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「定率又は定額」に関する審査

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

第6章 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則との関係に関する審査

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項に定める特定小売供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定規則第2条における「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）」の算定については、みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）が申請した原価等について、その適正性を審査した上、当該申請を行った事業者（以下「申請事業者」という。）及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとする。
- (3) 算定規則における「料金の算定」（算定規則第2章第2節）については、料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められ、かつ、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものとならないよう、審査を行うものとする。
- (4) これらの審査の結果については、申請事業者に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る料金は、改正法附則第18条第2項の認可要件に適合していると認められるものとする。

2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、改正法及び電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）、算定規則、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）において使用する用語の例による。

3. 原価算定期間

算定規則第2条における原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年とすることも認める。

第2章 「原価等の算定」に関する審査

改正法附則第18条第2項第1号に定める「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」についての審査は、以下の観点から行うこととする。

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
2. 契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

第2節 営業費

算定規則第3条に基づいて申請事業者が算定した営業費については、営業費項目ごとに、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき、前節の基本的考え方及び「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」で提示された料金認可時の査定方針を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

1. 人員計画・人件費

- (1) 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。
 - (2) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、業務執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
 - (3) 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）と比較しつつ査定を行う。
 - (4) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
 - (5) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。
 - (6) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率を踏まえ査定を行う。
 - (7) 法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス事業及び水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合を勘案しつつ査定を行う。
 - (8) 一般厚生費については、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金及びイメージ広告に類似するものに係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。
 - (9) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、業務内容を踏まえ、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。
 - (10) 地方議員兼務者の電気事業に従事していない時間に係る給与については、原価への算入を認めない。
2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあっては調達価格の指標（CIF価格やRIM価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。また、

算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、申請事業者ごとに、過去実績を基にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間を基本とする。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する申請事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害復旧修繕費については、直近10年間から年間の災害復旧修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値と比較しつつ査定を行う。その際、1件1億円未満の災害復旧修繕費については、原価への算入を認めない。
4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは原価として認めるが、入札等を行わないものについては、申請事業者の調達価格や過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。

減価償却費については、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係るものについては、原価への算入を認めない。

固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の帳簿原価から減価償却累計額等を控除した額から当該除却物品の全部又は一部について適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。また、除却費用については、除却に要する工事費等が適正であるかを確認する。この他、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期が適正であるかを確認し、当該改良工事等の実施が適正な場合には、原価への算入を認める。

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。
- (1) 社宅・寮等の賃借料については、入居率が総務省統計局の「住宅・土地統計調査 空

き家率の算出」等の統計資料を指標としてこれを下回る部分や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所又は蓄電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。

- (2) 普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供について、厳に必要なもののみ原価に算入することを認める。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、販売促進としての側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については、原価への算入を認めない。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (3) 寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (4) 団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (5) 研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価への算入を認めない。
6. 他の事業者の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価への算入を認めない。

第3節 事業報酬

算定規則第4条の規定に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

1. レートベース

算定規則第4条第4項各号に掲げる項目の適正性を事業者及び特別関係事業者ごとに審査するものとする。具体的には、特定固定資産は、電気事業（一般送配電事業等）に係るものにあつては、一般送配電事業等の運営にとって真に不可欠な設備であるか否か、建設中の資産は、工事計画及び工事額が適正であるか否か、運転資本のうち営業資本は、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、また、貯蔵品は、数量及

び金額が適正であるか否か、特定投資は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、一般送配電事業等）の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当相当分を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む。）等を踏まえた需要見通しを前提にした設備に限定し、長期停止発電等設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

なお、他の事業者の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適切な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

自己資本報酬率 = $(1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績率} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$

β 値：のみなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときのみなし小売電気事業者たる法人の株式の平均上昇率

β 値 = $\frac{\text{のみなし小売電気事業者たる法人の収益率と株式市場の収益率との共分散}}{\text{株式市場の収益率の分散}}$

(2) 他人資本報酬率

当面は直近1年間の有価証券報告書上公表されている各のみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利率を用いるものとする。

3. 一般送配電事業の報酬率

算定規則第4条第6項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」であって、一般送配電事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この3.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、公社債利回り実績率を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の直近7年間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。ただし、 β 値については、東日本大震災前7年間の旧一般電気事業者の β 値の平均値を用いるものとする。

$$\text{自己資本報酬率} = (1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績率} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$$

β 値：旧一般電気事業者の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときの旧一般電気事業者の株式の平均上昇率

β 値 = 旧一般電気事業者の収益率と株式市場の収益率との共分散 / 株式市場の収益率の分散

(2) 他人資本報酬率

公社債利回り実績率に東日本大震災前の旧一般電気事業者のリスクプレミアム（旧一般電気事業者の有利子負債利率から公社債利回り実績率を控除して得た値）の平均値を加えて得た値を用いるものとする。この際、公社債利回り実績率については直近5年間の値の平均値を用いることとし、リスクプレミアムについては東日本大震災前5年間の値の平均値を用いるものとする。

第4節 控除収益項目

算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

第5節 送配電関連費等

算定規則第16条第2号及び第3号に基づいて申請事業者が算定した送配電関連費等については、認可の申請がされた特定小売供給約款上の契約種別と託送供給等約款上の契約種別との対応関係等を踏まえた適切な算定方法により算定した額であるか否かにつき審査

するものとする。

第6節 比較査定

申請事業者が申請した原価等について、第2節に定めるところにより、その適正性を審査した上で、申請事業者及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行い、次章第1節から第3節に定める方法に基づき効率化努力目標額を算定するものとする。

第7節 発電及び放電と送配電の設備区分、小売と送配電の業務区分の審査

1. 発電所又は蓄電所内における発電又は放電と送配電の設備区分については、発電又は放電側にも利益をもたらす設備であるにも関わらず、送配電に寄せた区分となっていないか等について審査する。

(1) 発電所又は蓄電所から直接配電線が伸びている構成の場合は、配電のみに利用される設備が送配電設備に区分されていること、配電に加えて発電又は放電した電気を送電線まで送る設備が共用設備に区分されていることを確認する。

(2) 複数の送電設備に接続している構成の場合は、全て発電等設備として区分されていることを確認する。

2. 小売と送配電の業務区分

(1) 営業所等で小売部門と配電部門が一体的に行っている業務について、業務の性質に応じて小売電気事業に関連する業務と一般送配電事業に関連する業務に分類されていることを確認する。

(2) 販売費を小売電気事業分と一般送配電事業分に按分する際には、例えば業務量調査等の結果をもとに算出される按分が妥当であることを確認する。

(3) 営業所等の業務内容について、標準的な業務及び業務区分（送配電、小売、共通）は、以下の内容を確認する。

業務内容		具体的な業務内容	整理の考え方	業務区分
1 契約受付	申込受付	窓口にて、需要家（電気工事店を含む。）から供給設備工事、契約負荷設備変更等を伴う電気使用契約申込書を受付。申込書の記載内容を確認するとともに、受付内容のシステムへ登録	受付内容に送配電と小売の要素が混在しているため	共通
	工程管理（供給検	引込線や柱上変圧器など供給に必要な配電設備形成にあたり、設	送配電設備形成のために必要な業務	送配電

	討、工事手配等)	備設計・選定を行うとともに、工期の調整や工事の手配・管理を実施	のため	
	負担金算定	供給工事において工事費負担金が発生する場合には、負担金を算定し請求		送配電
	契約審査	契約全般の内容について、適切に処理されたか(供給工事が完了したか、工事費負担金が発生する場合にはその受領が完了したか等)審査を実施	申込に付随して生じる業務であることから、申込受付と同様に共通	共通
	異動登録・照合	契約及び設備に係る情報についてシステムへの登録を行うとともに、登録内容の確認を実施		共通
2 異動出向・調査	異動出向	引越に伴う通電開始施工業務など、現場に出向し、配電設備の施工業務を実施	送配電設備に係る作業を目的とした出向のため	送配電
	竣工調査(保安調査)	顧客の電気設備が電気事業法に基づく保安規定に適合しているかの調査を実施	送配電設備に係る調査業務であるため	送配電
	契約調査	実施された工事結果が、契約内容と齟齬がないか現場での配電設備の調査を実施	温水器契約における温水器確認業務は小売契約に付随する確認業務であり、その他は託送契約における確認業務のため、共通に整理	共通
3 既契約管理	契約是正・廃止中管理等	新增設受付以外の電気の供給に係る契約管理についての業務顧客の電気の使用実態が契約内容と適合していない場合には是正を行う契約是正業務、料金プランのコンサル業務等	契約是正、料金プランコンサルは、小売契約に係る業務であり、廃止中管理業務は、送配電に係る業務であ	共通

		入居者がおらず、電気受給契約を廃止しているアパートなどで電気の使用がないかを確認する廃止中管理業務	ることから、共通に整理。	
4 停電周知	停電周知・停電割引・公衆事故防止 PR	工事停電における事前周知（はがき送付等）及び故障停電における広報車や HP 等を通じた住民への周知 停電による制限・中止時間に応じた託送料金の割引対象範囲の検討。公衆保安のためのテレビやポスターによる PR 活動	停電や公衆事故防止等に係る業務のため	送配電
5 電話受付	営業所受付・コールセンター	営業所・コールセンターにおいて、電話で受け付けた屋内停電・引越・料金・支払等に関する問合せについて対応する業務	送配電・小売両方の問合せについて対応する業務のため	共通
6 検針	指示数確認	メーターで計量された検針指示数（電気使用量）の現場確認業務	検針業務は、配電業務のため	送配電
	検針結果通知（検針票投函）	検針指示数（電気使用量）のお知らせ（検針票）の投函業務	検針結果の通知は、小売料金の通知業務でのため	小売
7 集金	算定・請求	小売料金の算定、請求業務（振込用紙の発行、問合せ対応など）	小売料金の算定・請求に係る業務のため	小売
	収納	口座振替、クレジット、振込用紙による集金等、電気料金の回収・収納業務	小売料金の収納に係る業務のため	小売
	督促	小売料金の支払が延滞している顧客に対する支払いの督促	小売料金の支払督促業務のため	小売
	停止	料金未払者への対抗手段として、停止予告、供給停止を実施	供給停止予告・供給停止は、送配電業務であるため	送配電
8. 調定	料金計算	小売料金の算定計算業務	小売料金の算定に係る業務のため	小売

第3章 効率化努力目標額の算定等

第1節 比較指標

経営効率化努力の度合いの事業者間の相対比較は、一般経費（営業費のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く。）、貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）及び電力費振替勘定（貸方）の原価をいう。以下同じ。）を算定規則第6条第1項第1号から第4号までの部門又は第20条第1項第1号から第4号までの部門（以下「電源部門」という。）及び第6条第1項第5号から第6号までの部門等又は第20条第1項第5号から第9号までの部門等（以下「非電源部門」という。）に区分し、この電源部門及び非電源部門における比較指標（以下「単価」という。）の水準及び変化率を用いて、次に定めるところにより行うものとする。

その際、各事業者の特定融通契約及び振替供給契約や離島等に関する地域特性による補正（以下「個別補正」という。）、需要密度及び需要構成等の地域特性による補正（以下「地域補正」という。）を必要に応じ適宜実施し、公正な競争条件となるよう措置することとする。

1. 個別補正及び地域補正

(1) 個別補正

一般経費における補正は、電源部門及び非電源部門に区分した上で、それぞれ次により行うものとする。

- ① 特定融通契約及び振替供給契約（全国融通に係るものを除く。）の対象となっている経費を控除することとする。
- ② 離島等供給に係る経費を控除することとする。
- ③ 電気の周波数の値の維持に係る経費（他の事業者と比較して算定方法が異なる部分に相当するものに限る。）を控除することとする。

(2) 地域補正

非電源部門における一般経費について、個別補正を行った後、需要密度、需要構成等の地域特性を勘案し、次の指標を用いた統計分析に基づいて算定した地域補正係数を基に単価を補正することとする。

- (イ) 契約一口当たり需要電力量
- (ロ) 人口集中地域の比率

(ハ) 高压以下の需要の比率

2. 比較指標

(1) 申請事業者

効率化努力目標額を算定するための単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。なお、算定式中「一般経費（電源部門又は非電源部門）」については、一般経費を電源部門及び非電源部門に区分した上で、それぞれ算定するものとする。

① 単価の水準

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／原価算定期間中の販売電力量×地域補正係数（※）

（※）地域補正係数を乗じるのは、一般経費の非電源部門のみ。

② 単価の変化率

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／原価算定期間中の販売電力量÷直近の認可を受けた特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／直近の認可を受けた特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

ただし、原価算定期間の初日から過去3年間（以下「基準比較期間」という。）において認可を受けた特定小売供給約款料金が適用されていない場合は、以下のとおりとする。

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／原価算定期間中の販売電力量÷直近の届出を行った特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／直近の届出を行った特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

(2) 申請事業者と比較される事業者（以下「比較事業者」という。）

単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。なお、算定式中「一般経費（電源部門又は非電源部門）」については、一般経費の電源部門、非電源部門ごとに区分し、それぞれ算定するものとする。

① 単価の水準

申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量×地域補正係数（※）

(※) 地域補正係数を乗じるのは、一般経費の非電源部門のみ。

② 単価の変化率

申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷申請事業者が直近に認可を受けた特定小売供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が直近に認可を受けた特定小売供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

ただし、次の（イ）から（ハ）までの場合については、それぞれに定める方法により算定するものとする。

（イ）基準比較期間の末日（時系列では初日。以下同じ。）において、申請事業者の直近の認可を受けた特定小売供給約款料金が適用されている場合

申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷基準比較期間の末日において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／基準比較期間の末日において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

（ロ）基準比較期間において、申請事業者の直近の認可を受けた特定小売供給約款料金が適用されておらず、申請事業者の直近の届出を行った特定小売供給約款料金が実施された時点が基準比較期間に含まれる場合

申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

量÷申請事業者が直近に届出を行った特定小売供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者の直近の届出を行った特定小売供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

(ハ) 基準比較期間において、申請事業者の直近の認可を受けた特定小売供給約款料金が適用されておらず、申請事業者の直近の届出を行った特定小売供給約款料金が実施された時点が基準比較期間に含まれない場合

申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷基準比較期間の末日において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／基準比較期間の末日において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

申請事業者が複数の場合において、申請事業者ごとに単価の変化率の算定における申請原価との比較対象となる基準日（以下「起算日」という。）が異なる場合には、各起算日の内、最も直近の時点を含めた全ての申請事業者及び比較事業者において共通の起算日として適用し、単価の変化率を算定するものとする。

第2節 点数評価の方法及び分類方法

事業者間の水準比較及び変化率比較において行う点数評価は、一般経費の電源部門、非電源部門ごとに、水準及び変化率について、それぞれ最上位を100点、最下位を0点とし、その他は比例法で点数化するものとする。

その上で、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計し、これに応じて申請事業者及び比較事業者を次の3つのグループに分類する。

区分	区分基準点数
グループⅠ	121点以上200点以下
グループⅡ	79点以上120点以下
グループⅢ	0点以上78点以下

第3節 効率化努力目標額の算定

1. グループごとの効率化努力目標額の算定の考え方は、次のとおりとする。
グループⅠ：0円とする。
グループⅡ：一層の効率化努力を促す観点から査定率を1.5%として、効率化努力目標額を設定する。
グループⅢ：一層の効率化努力を促す観点から査定率を3.0%として、効率化努力目標額を設定する。
2. 申請事業者の効率化努力目標額は、申請事業者が申請した原価等について第2章第2節に定めるところにより、適正性を審査した上の個別補正後の一般経費（電源部門及び非電源部門）の部門ごとの額（他産業等との比較を行ったもの又は入札等を実施するもの又はトップランナー基準や入札見込額等に基づく個別査定を経たものについては除く。）に、上記で設定した査定率を乗じて算定した額の合計とする。

第4節 効率化努力目標額の取扱い

1. 前節により算定された部門ごとの効率化努力目標額を査定額として申請事業者に対して指摘するものとする。
2. この指摘を踏まえた申請事業者の補正については、前節より算定された効率化努力目標額を算定規則第6条第1項第1号から第6号又は第20条第1号から第9号までに定める部門毎の一般経費に占める各営業費項目の割合に応じそれぞれ配分した額を、申請原価の各営業費項目から差し引くことによって行われているか否かを審査するものとする。

第4章 「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査

算定規則第20条第4項第1号の規定により整理されているか否かを審査するものとする。

具体的には、算定規則第20条第1項及び第2項の規定により水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費の部門に整理された第一次整理原価のアンシラリーサービス費への整理について、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

なお、アンシラリーサービスを提供するために必要となる供給力であって、入札等を経て調達するものについては、地帯間購入電源費又は他社購入電源費として算定した上でアンシラリーサービス費に整理するものとし、以下の算式による算定との重複は認めないものとする。

1. 電気の周波数の値の維持等であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

電気の周波数の値の維持等のために確保することが必要な水力発電設備又は火力発電

設備の容量 (kW) ×それぞれの発電設備の kW 当たりの固定費+電気の周波数の値の維持等のために必要な発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値×kWh 当たりの増分可変費 (注1)

(注1) 負荷変動の大きい時間帯等において、出力調整余力を確保するため、可変費の低い発電設備に対する部分負荷運転(当該発電設備の最大出力より低い出力で当該発電設備の運転を行うことをいう。)の指令及び可変費の高い発電設備に対する発電量の増加の指令を行う場合における当該可変費の高い発電設備の kWh 当たりの可変費と当該可変費の低い発電設備の kWh 当たりの可変費の差をいう。

なお、小売電気事業と一般送配電事業を兼業している場合において、電気の周波数の値の維持等のために確保することが必要な発電等設備の固定費については、小売電気事業者が、その需給調整、同時同量対応のために確保していると考えられるものが含まれていないことを審査する。また、部分負荷運転を指令している場合であっても、当該発電所又は当該蓄電所の運転制約(例えば、LNG等燃料の調達状況等や発電不調等に起因した運転制約)による場合、小売電気事業者の指令による出力の調整である可能性がある場合(例えば、発電機の出力が低く、一般送配電事業者として調整運転ができないと考えられる出力帯で運転をしている場合等)やメリットオーダー(注2)に従った運用がされていないと考えられるために増加した費用については、アンシラリーサービス費への整理を認めない。

(注2) 可変費の低い電源から優先的に稼働する運用方法をいう。

2. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整に要する水力発電設備又は火力発電設備の発電に係る発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値×kWh 当たりの増分可変費 (注3)

(注3) 電気の潮流の調整のため、可変費の高い発電設備に対する発電量の増加の指令及び可変費の低い発電設備に対する発電量の抑制の指令を行う場合における当該可変費の高い発電設備の kWh 当たりの可変費と当該可変費の低い発電設備の kWh 当たりの可変費の差をいう。

3. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う揚水式発電設備における揚水運転であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う揚水式発電設備における揚水運転に要する発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値×揚水運転に要する電力量の kWh 当たりの単価

4. 電気の電圧の値の維持であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

(1) 水力発電設備による調相運転（無効電力を供給するため、水力発電設備を回転機として運転することをいう。）を行う場合

水力発電設備による調相運転に要する発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値 (注4) × 当該調相運転に要する電力量の kWh 当たりの単価

(注4) 電気の電圧の値の維持のために行う無効電力供給量の原価算定期間における合計値に無効電力供給量に対する電力損失率を乗じて得た値をいう。

(2) 特定の地域の発電設備の運転を行う場合

電気の電圧の維持に要する水力発電設備又は火力発電設備の発電に係る発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値 × kWh 当たりの増分可変費 (注5)

(注5) 電気の電圧の維持のため、可変費の高い発電設備に対する発電量の増加の指令及び可変費の低い発電設備に対する発電量の抑制の指令を行う場合における当該可変費の高い発電設備の kWh 当たりの可変費と当該可変費の低い発電設備の kWh 当たりの可変費の差をいう。

なお、特定の地域の発電設備が、マストラン電源 (注6) である場合については、電気の電圧の維持に要する発電電力量のみ原価への算入を認めることとし、電気の周波数の値の維持等のために必要な発電電力量 (kWh) 等との重複は認めない。

(注6) 安定供給維持のため、一定以上の出力で常時稼働が必要となる電源をいう。

5. その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持に要する費用

第5章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「定率又は定額」に関する審査

改正法附則第18条第2項第2号に定める「供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている料金率や計算式をもって、使用量に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。なお、審査は、非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定について重点的に行うこととする。

第6章 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則との関係に関する審査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）によって提出された、直近事業年度末の一般需要部門に当期純損失が生じており、当該損失を補填することを目的として特定小売供給約款料金を引き上げようとする場合は、当該認可申請に係る料金の引き上げを認めないこととする。